カーブミラーの設置基準について

カーブミラーには、前述のような特性があるため、要望に応じて現地を調査し、設置の効果とリスクを確認したうえで設置を判断します。

そのため、**「事故が起きてからでは遅いから」・「事故が起きたから」・「危ないから」という理由だけでは設置しません。**

なお、設置しないと判断した場合、代替案として、運転手への注意を促す啓発看板の設置を提案させていただく場合があります。

啓発看板を設置することにより、運転手に対して、危険な箇所であると視覚的に認識させ、慎重な運転に繋げることが、事故を減らす上で最も重要です。

カーブミラーの設置に関しては、現地確認を行い、次の基準により設置する場所・設置しない場所を判断します。

そのため、**要望が必ず叶うというお約束はできません。**

(1) 判断基準例

① 設置したほうが良いと判断する例

ア 塀や垣根、建物等により、明らかに見通しが確保できない場合
（いわゆる「隅切り」のない交差点）

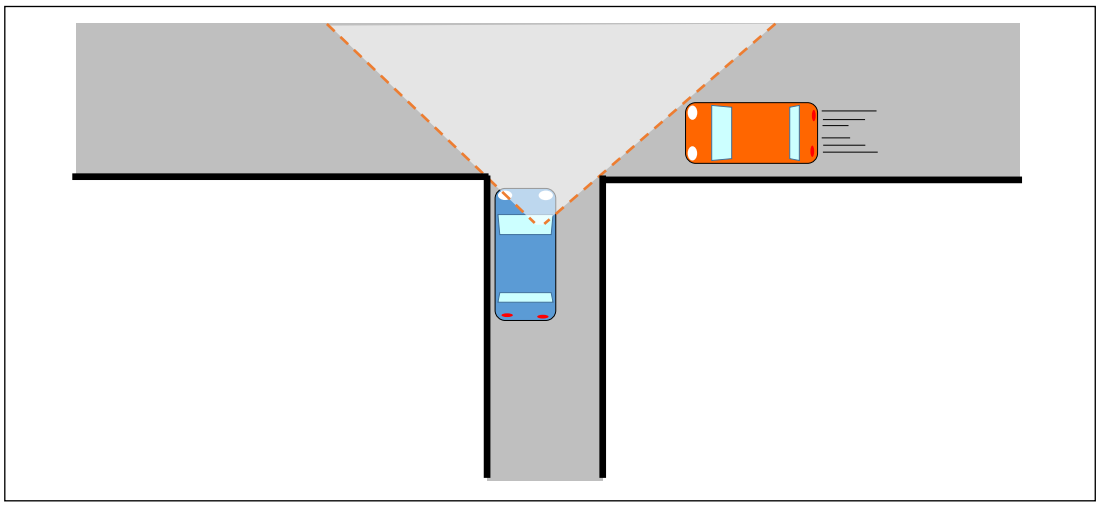

イ　内へカーブしており、見通しが確保できない場合。

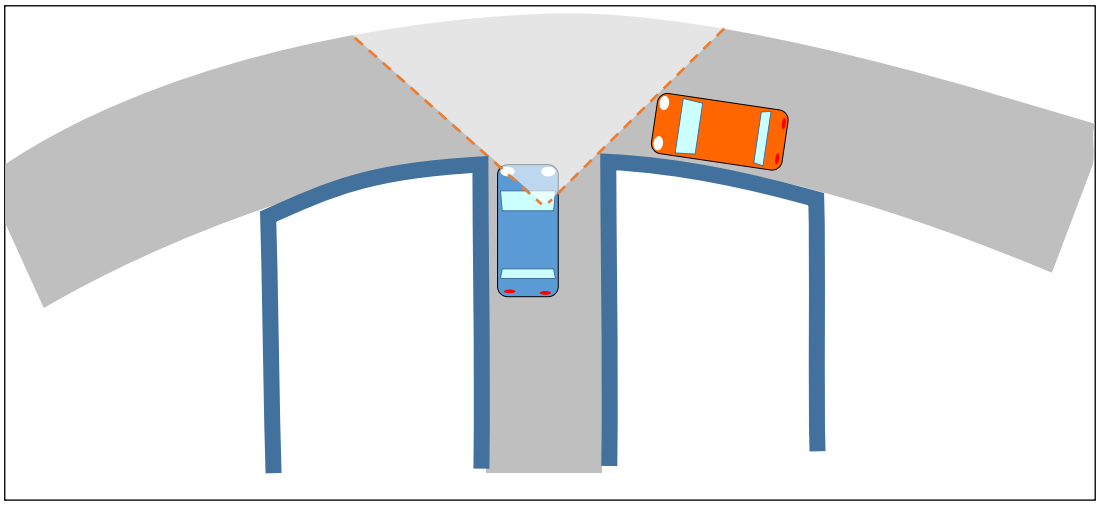

ウ　急カーブで、見通しが確保できない場合。

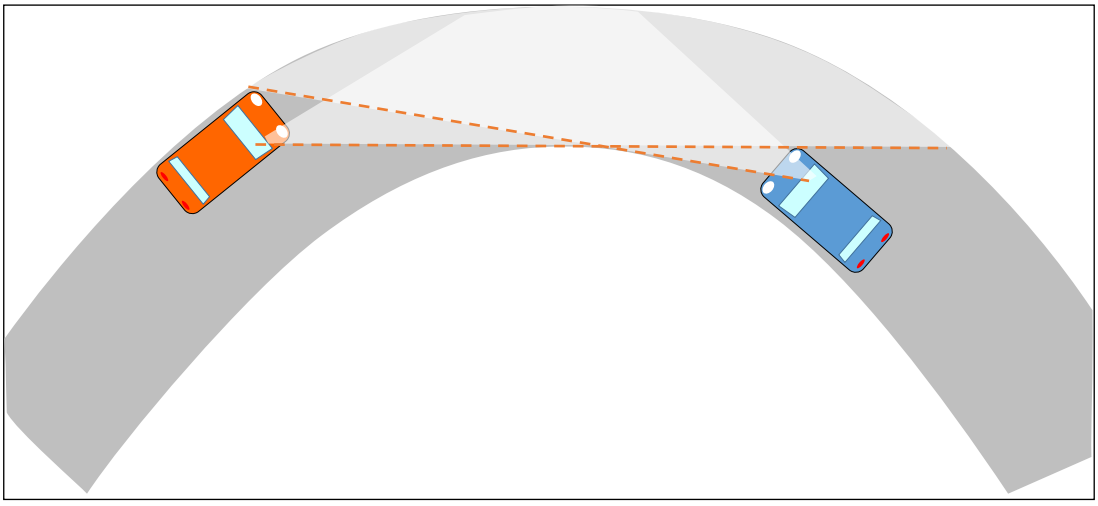

エ　屈折部で、見通しが確保できない場合。

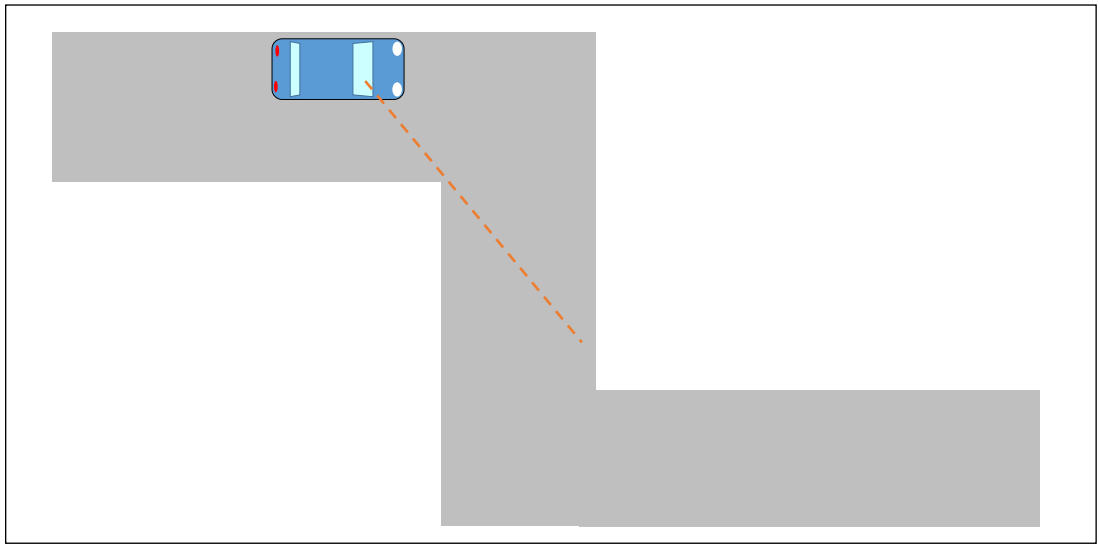

② 設置しないと判断する例

ア 空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合

イ 隅切りがあり、見通しが確保されている場合

ウ 外へカーブしており、見通しが確保されている場合

エ 歩道があり、一時停止をして徐行しながら歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合

オ 行き止まり道路等の袋状道路で利用が限定される場合

⑵ カーブミラーを設置しない場所

① 駐車場から出る場合に確認したい場所、私道と市道の交差点及び私道内

公共性の観点から、利用者や受益者が限定されるため、設置しません。私有地や私道から公道へ入る場合は、一時停止義務があります。(道路交通法第17条)

② 自動車などの移動可能な物が原因で見通しが悪い場合

見通しの悪い時間が一時的なため、設置しません。

③ カーブミラーを安全な箇所に設置できない場合

道路の幅が狭く、余裕を持ってすれ違いができないような場所などには設置しません。

④ 地権者の無償での使用許可が得られない場合

私有地に設置する必要がある場合、地権者から無償での使用許可が得られないときは設置しません。(見た目が道路でも、私有地の場合があります。)

⑤ 土地の利用に支障がでる場合

カーブミラーを設置することで、車の出入りなど私有地の利用に支障が出るときは設置しません。

⑥ 設置したい場所が河川堤防の場合

現在は、河川管理者(県・国)から許可を得られません。

特に交差点の角地にお住いの方は、カーブミラーを設置後、安全そうな抜け道にされてしまい、交通量が増加し、交通事故によりカーブミラーが柱ごと倒され、その勢いで家の屋根やカーポートを壊されるという二次被害も発生する可能性が高まります。

設置したほうが良いと判断した場合でも、角地にお住いの方の反対により設置できない場合もあります。また、カーブミラーの柱を立てる地中に水道管やガス管、用水等があり設置できない場合もあります。